

県本部各部課長
殿下各警察署長 殿

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本務第1183号
平成18年5月31日
宮城県警察本部長

宮城県警察職員の安全管理に関する訓令の制定について（通達）

県警察職員（以下「職員」という。）の安全管理については、警察航空機、警察船舶、車両運転等の業務の態様等に応じて、それぞれに対策を講じているところであるが、このたび、各種警察業務を遂行する上で、職員の安全を確保し、もって適正な業務環境の形成に資するため、別添のとおり、宮城県警察職員の安全管理に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第12号。以下「訓令」という。）を制定し、平成18年6月1日から施行することとしたので通達する。

なお、訓令は、警察業務全般における組織的な安全管理に関する基本的事項を定めたものであることから、所属職員に周知徹底するとともに、下記事項に留意の上、効果的な運用に努められたい。

記

1 制定の趣旨

労働者の安全と衛生に関しては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）によって規定されているところであり、法では、事業所の規模や業種に応じて、「総括安全衛生管理者」等を選任の上、管理体制を構築することが義務付けられている。

このうち、衛生管理に関する事項については、宮城県警察職員の健康管理に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第8号。以下「健康管理訓令」という。）により、法に基づく管理体制等を規定しているところであるが、安全管理に関する事項については、法に定める基準に該当しないことから、組織全体を対象とした総括的な規定の整備には至っていない状況にあった。

このため、法に定められた設置義務のいかににかかわらず、法の定めにした自主的な安全管理体制の構築を図り、職員の職務上における安全の確保に万全を期すこととしたものである。

2 運用及び解釈について

(1) 目的（第1条関係）

訓令は、法に定める安全衛生管理に関する事項のうち、安全管理に係るものについて定めたものであり、県警察全体の安全管理業務の基本として、職場における職員の安全確保について必要な事項を明確に定めたものである。

(2) 職員の責務等（第2条関係）

職員に対して、組織が実施する安全管理上の措置に従うべきことを規定するとともに、安全に関する自己管理に努めることを明確にした。

(3) 総括安全衛生管理者の選任（第3条及び第4条関係）

法では、法に定める職場に総括安全衛生管理者を置き、職場における安全管理と衛

生管理の業務を統括管理することを義務付けている。本県警察における事業所規模において、総括安全衛生管理者を選任する法的義務はないが、法の規定を準用し、県警察の安全管理に関する統括責任者として、警務部長を総括安全衛生管理者に充てることとした。なお、法に定める総括安全衛生管理者の職務のうち、職員の衛生管理に関することは、健康管理訓令の定めるところによるものとし、安全管理に関する事項のみを訓令で規定するものである。

また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第3条の規定に基づき、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができない場合の代理者として、警務部警務課長を充てることとした。

(4) 安全管理責任者等の選任（第5条及び第6条関係）

所属長を安全管理責任者に、各所属の管理官、副署長、次長等を安全管理担当者を選任し、所属単位の安全管理に関する責任体制の確立とその基本的職務を明確に定めた。

(5) 作業主任者の選任（第7条関係）

法は、労働災害を防止するための管理を必要とする危険又は有害な設備若しくは作業について、その危険防止の事項を担当させるため、都道府県労働局長の免許を受けた者又は一定の技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任することについて規定している。法に基づく作業主任者の選任を要する作業は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条に列挙されており、そのうち県警察において関係するものは、ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱い作業及び放射線業務に係る作業が該当する。

そのため、当該選任に関する規定を明確にし、その選任状況を組織的に管理するため、該当する業務につき、安全管理責任者が当該業務に従事する有資格者を作業主任者として選任することを明確に規定するとともに、その選任状況を総括安全衛生管理者に報告することを定めた。

(6) 安全委員会の設置（第8条、第9条、第10条及び第11条関係）

法は、特定の業種について、その事業所の規模に応じ、安全委員会の設置を義務付けている。県警察の場合、法に基づく安全委員会の設置義務はないが、組織全体の安全管理に関する総括的な審議機関として、警察本部に総括安全衛生管理者を委員長とし、各部（局）庶務担当課長を委員とする安全委員会を設置することとした。

(7) 安全管理に関する教育（第12条関係）

職員の安全管理に関する意識の高揚を図るため、安全管理責任者及び安全管理担当者は、所属の職員に対し、安全管理に関する教育を積極的に行うこととし、必要に応じて検討会等を開催の上、安全管理に関する職員の意見・要望等の把握に努めることを明確に定めることとした。

(8) 危険防止のための措置（第13条、第14条及び第15条関係）

安全管理責任者及び安全管理担当者は、庁舎、訓練施設等を随時巡視し、安全管理上改善すべき事項の把握に努めるとともに、災害等の発生時には、直ちに業務の中断、職員の退避等の必要な措置を講じるほか、速やかに再発防止に向けた対策を講じることを明確に定めることとした。